

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22	

2. 指名停止措置期間 令和 4年5月6日 ~ 令和 4年11月5日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

パシフィックコンサルタンツ(株)の使用人は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁(呉羽山・城山連絡橋)設計等業務委託」の契約に関し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人, 有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)